

業務部速報

No. 85

発行 18. 4. 13

JR東労組 業務部

申23号 「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する基本交渉 第2回 その①

第11項 JR直轄社員による線路総合巡視は、技術センター、エリアセンターを問わず、全線区・全区間において実施すること。

- ・線路総合巡視は総合状態・建築限界・沿線状態といったバランスを見ていくもの。
- ・列車巡視は遠くを見通せ、建築限界の支障など全体が見え、乗り心地を考慮して把握できる。
- ・徒歩巡視はゆっくり見える。何か見つけた時には、そこに立ち止まって見れる。

(組合) 徒歩にこだわっているのは、現場の癖や特状を把握し、特に若手の技術・技能向上のため
・列車巡視と徒歩巡視を、JRとパートナー会社で手分けしてうまくいくのか。

(会社) 必要であれば現場に出ることは今後も変わらない。移管後も報告されるデータで気になる箇所・問題のある箇所はJR社員も現地で確認する。

(組合) 現場に出る重要性は一致している。現場に出る機会は作るというが、支社や技セへ行けば、目の前の仕事が優先される。一定の枠組みを作るべき。

(会社) 問題がある箇所に絞って現地に行くことで、より効果的・効率的に線路を見える。育成にもつながる。必要な場所に行くことは一致。期間等義務化はしたくない。

第12項 エリアセンターにおいても、列車の運転保安に関わる最終判断については、JRが行うこと。また、線路や周辺環境を総合的に判断しなければならない災害警備・巡回や、現場立ち会い、簡易な作業、指定した分岐器の検査・管理は引き続き実施すること。

(組合) 鎖錠など境界作業や異常時の指揮命令系統などしっかりと事前に決めておくべき。
・エリアセンター化で、災害警備や特別巡回を技セから応援ということが生じるのか。

(会社) 境界作業、異常時などパートナー会社がやるべきことは変わらない。
・境界作業の計画調整はJRが行う。異常時の情報収集はパートナー会社。判断はJR

(会社) 他箇所からの応援はあり得るが、技セ境界など、出来る範囲は限られている。
・パートナー会社は資格がないと出来ないのので現実的にはあり得ない。

(組合) 閑散線区で異常時の初動はパートナー会社で、情報収集を行うことを確認する。基本をしっかりと定めることが重要だ。

第13項 保守業務を移管したエリアに関しては、パートナー会社が主体的に要員の確保を行い、本来パートナー会社が施行する業務の手戻りが発生しないようにすること。

(組合) 施工通知を出したが、「時間がない」と断られ、技術力向上という名目で直轄作業を行っている現実がある。

(会社) 承知している。ただ、パートナー会社も予定を立てて業務や人を割り振っており、直前に指示しても対応できないのも事実。

(組合) 手戻りになる事態を起こさないこと。パートナー会社には無理させないこと。提案に対して言いなりになるような事態を起こさないことが重要。

(会社) 承知している。今回の施策のポイントとしてグリップするところは、グリップをする。

その②へ続く